（令和６年度募集用）

～　東吾妻町立こども園の入園案内について　～

Ⅰ　利用における概要

① 対象児童

３歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日生まれ
４歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日生まれ
５歳児	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日生まれ

(1) 令和６年４月１日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

(2) 本町に転入予定がある方の申込みも受け付けます。ただし、令和６年４月１日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入園できません。

② 施設名・利用定員・通園区域

施設名	定　員						通園区域（大字単位）
	３歳児		４歳児		５歳児		
	（１号）	（２号）	（１号）	（２号）	（１号）	（２号）	
あづまこども園 箱島1270-11 0279-59-3933	25		35		35		五町田・箱島・岡崎 新巻・奥田
	10	15	15	20	15	20	
おおたこども園 植栗3333 0279-68-2062	25		35		35		岩井・植栗・小泉・泉沢
	10	15	15	20	15	20	
はらまちこども園 原町5160 0279-68-2895	50		70		70		原町・川戸・金井
	20	30	30	40	30	40	
いわしまこども園 岩下45 0279-67-3631	25		35		35		郷原・厚田・三島 松谷・岩下・矢倉
	10	15	15	20	15	20	
さかうえこども園 本宿407-1 0279-69-3515	25		35		35		大戸・萩生・本宿 須賀尾・大柏木
	10	15	15	20	15	20	

・ 利用できる施設については、居住する通園区域を対象とする施設となります。

③ 認定について

こども園の利用を希望する場合、申込みにより町の「認定」を受ける必要があります。

教育利用を希望する場合、また、『保育を必要とする事由』に該当しない場合、１号認定（教育認定）となります。

保護者の就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり『保育を必要とする事由』に該当する場合、２号認定（保育認定）を受けることができます。

④ １号認定（教育認定）を受けてこども園を利用する場合

本町に住民登録があり、教育利用を希望する場合は１号認定を受けられます。
また、保育を必要とする事由に該当しない場合は１号認定となります。

【１号認定による教育提供時間】
月曜日から金曜日まで　　午前８時３０分から午後１時３０分まで

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外にお子さんを預けたい場合、一時預かり保育を利用できます。

⑤ ２号認定（保育認定）を受けてこども園を利用する場合
保育認定を受けるには、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）のいずれもが、下記のいずれかに該当することが必要です。
※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

保育を必要とする事由	
労働	１月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと（産前産後８週）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある
介護・看護	同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている
災害復旧	震災、風水害等の災害普及にあたっている。
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：３か月間）
就学	教育施設に在学している
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶの恐れがある
育児休業	※家庭での保育が困難であると認められる場合のみ
その他	上記に類する状態として町が認める場合

なお、「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

⑥ 「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

（平日の例）

7:30	8:30	16:30	18:30
	保育標準時間の提供時間（最大11時間）		
（延長）	保育短時間の提供時間（最大8時間）	（延長）	

※保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。
（7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。）

(1) 保育標準時間を利用できる事由

(1)	就　労	父母ともに月120時間以上の労働をしている場合
(2)	災害復旧	
(3)	児童虐待・ＤＶの恐れ	

保育標準時間認定による教育・保育提供時間
月曜日から金曜日まで　午前７時３０分から午後６時３０分まで
土曜日　午前７時３０分から午後６時００分まで
＊上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

(2) 保育短時間の利用となる事由

(1)	就　労	父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合
(2)	疾病・障害	
(3)	介護・看護	
(4)	求職活動	３か月以内に限る

※　なお、「妊娠・出産（産前産後８週）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また、「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定します。

保育短時間認定による教育・保育提供時間
月曜日から金曜日まで　午前８時３０分から午後４時３０分まで
土曜日　午前８時３０分から午後４時３０分まで
＊上記提供時間内において、最大８時間の利用ができます。

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。

１号認定・２号認定とも、土曜保育は希望保育となります。

⑦ 入園におけるフローチャート

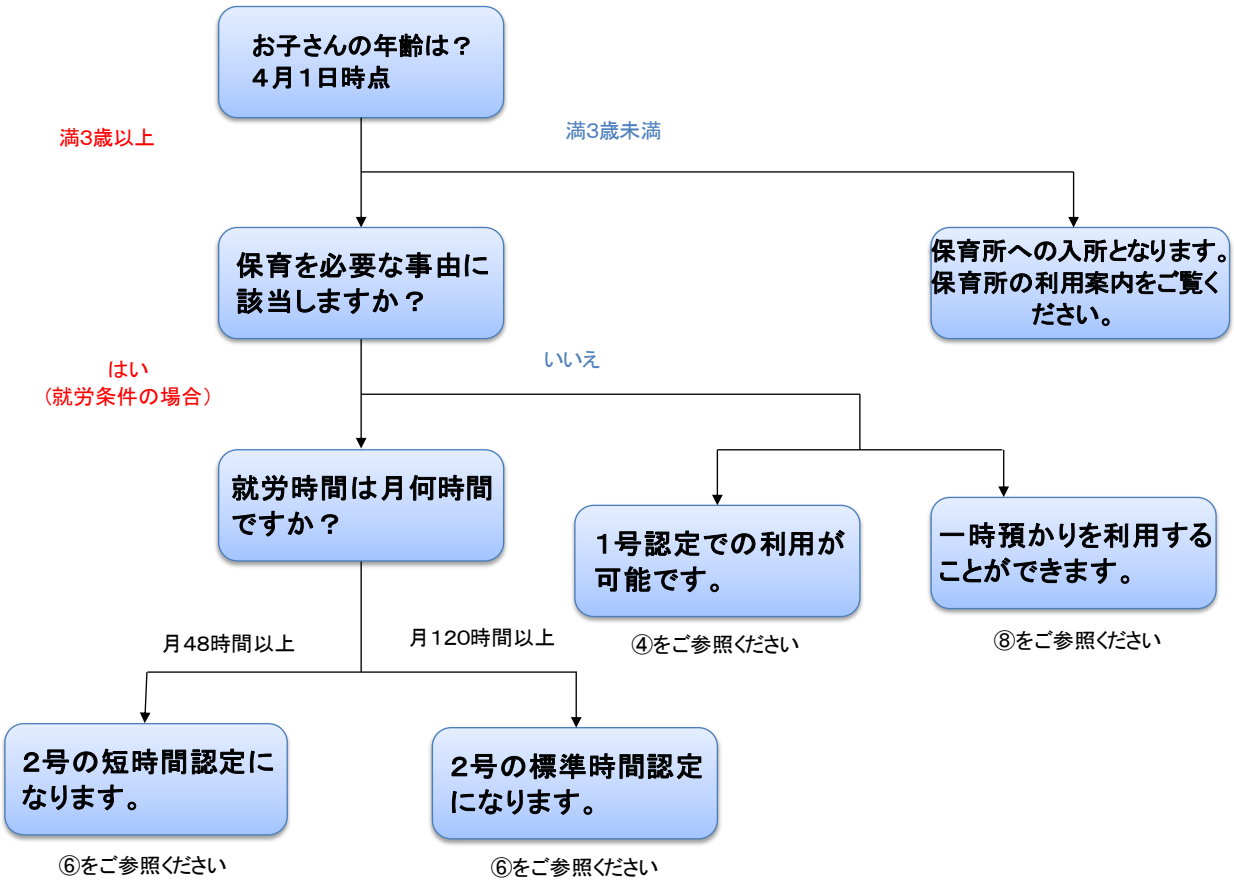

⑧ 一時預かり・延長保育について

（1） 緊急保育
保護者の病気、出産、冠婚葬祭等で家庭での保育が一時的に困難となるお子さんにつき１４日間程度を限度として利用可能です。

（2） 一時保育
保護者の育児に伴う精神的・身体的負担を解消するために、一時的に７日間程度を限度として利用可能です。

（3） 断続的保育
就労形態の多様化に伴う断続的な保育を利用可能です。

幼稚園型一時預かり（こども園の１号を利用しているお子さんが対象）

区分	保育時間	子ども１人あたりの保育料
平日	教育時間終了後から１６時まで	１日あたり２００円
土曜日	８時３０分から１６時まで	１時間あたり２００円又は１日あたり１，０００円
長期休業中	８時３０分から１６時まで	１時間あたり２００円又は１日あたり１，０００円

延長保育（こども園の２号を利用しているお子さんが対象）
１時間あたり２００円です。

育児休業期間中の2号認定は、ご家庭での保育が困難であると認められる場合のみとなります。
（利用しているお子さんについて、弟や妹の出産後8週を経過した日の翌月から1号認定に変更又は退園となります。）

Ⅱ　入園の申込み

① 提出書類

(1) １号認定（教育認定）を希望する場合

・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（１号申請用）

(2) ２号認定（保育認定）を希望する場合

・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書（２号・３号申請用）

・保育を必要とする証明書類（下表参照）
証明書類については、父、母、６０歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書　※ 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー（住所・氏名・出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	医師の診断書　※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書（別紙）
就学	在学証明書　（入学を予定している人は合格通知書などのコピー）
職業訓練	
虐待・ＤＶ	公的機関が発行した証明書

② 提出期間　　令和５年１１月６日（月）　～　令和５年１１月１７日（金）
午前８時３０分～午後４時００分でのご提出をお願いします。

③ 提出場所　　利用を希望するこども園　　※お子さんを同伴のうえ提出してください。

④ その他

(1) 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

(2) 提出書類については、お子さん１人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、２人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

(3) 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

(4) この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注）「求職活動」による申請の場合、入園後３か月を経過しても就労されない（できない）場合は、１号認定への変更又は退園となる場合があります。

担当　東吾妻町教育委員会事務局
学校教育課　こども係
TEL：0279-68-2111